

『転売=悪』は本当か？

2025 年 10 月 26 日（日）

中央大学法学部国際企業関係法学科 2 年 岩本千明

本資料の構成

本研究の目的 — 法律の観点から見たチケット転売 — 倫理的観点から見たチケット転売 — 構造的問題 — 結論

1. 研究目的

本研究の目的は、近年社会問題化しているチケット転売について、法律的・倫理的観点から検討を行い、その是非を再考することにあります。

特に、2019 年に施行された「チケット不正転売禁止法」によって転売行為が規制されて以降も、依然として高額転売が横行している現状を踏まえ、法律の規制がなぜ十分に機能していないのかを明らかにすることを目指しました。

また、チケット転売問題を単に「悪」として一律に断定するのではなく、構造的な要因を分析することによって、より本質的な課題を明らかにすることを試みました。すなわち、表面的に「転売が禁止されるべきか」という議論にとどまらず、その背景にある需要と供給の不均衡や事務所の販売方針などに目を向け、転売問題を多角的に捉えることを意図しています。

さらに、私自身も特定のアーティスト公演で「高額でもどうしても行きたい」と感じた経験があり、その一方で、やむを得ず行けなくなった人がチケットを手放したいという需要も確かに存在します。加えて、企業側も販売時点で十分な利益を得ていることを考えると、転売行為を一律に「悪」と断定することには疑問が残ります。こうした個人の実感や市場の実態を踏まえ、チケット転売をめぐる議論をより現実的かつ多面的に考察することが本研究の狙いです。

2. 法律の観点

(1) 法律の目的

2019 年に施行された「チケット不正転売禁止法」は、正式名称を「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」といいます。この法律は、東京オリンピックを契機として制定され、興行主が適正に販売したチケットを、観客が正当に購入し利用できるようにすることを目的としています。

この法律では、不正転売を「興行主が販売時に『転売禁止』と明示したチケットを、正規価格を超えて、利益を得る目的で反復継続的に転売する行為」と定義しています。対象となるのは「特定興行入場券」と呼ばれるもので、座席指定があり、氏名や連絡先が記載さ

れ、本人確認によって入場者が特定できるチケットです。違反者には「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」という刑事罰が科されるため、法的には強い抑止力を持つように見えます。

しかし実際には、摘発件数は限られており、法律の実効性には疑問が残っています。

文化庁

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/ticket_resale_ban/index.html

(2) 法律の抜け道

この法律にはいくつかの抜け道があります。

第一に、本人確認が徹底されていない点です。法律上は本人確認を前提としていますが、実際のコンサートやスポーツイベントでは、身分証チェックが形骸化していることも多く、QRコードや会員情報を共有することで、他人が容易に入場できてしまいます。

第二に、対象外となるチケットの存在です。映画館の自由席券や無料招待券、鉄道の乗車券などは「特定興行入場券」に含まれず、規制の対象外となっています。これらのチケットは自由に転売できるため、法律の規制範囲が限定的であることが分かります。

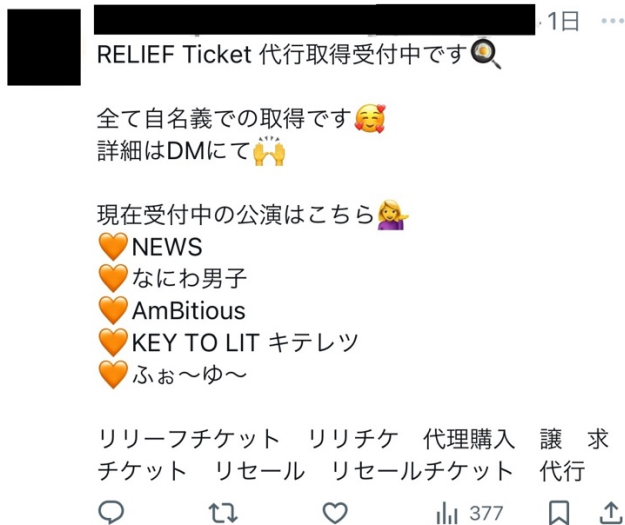
第三に、匿名性の高い取引環境です。SNSやフリマアプリを利用すれば、個人間で簡単にチケットを転売することができ、監視や摘発は困難です。「同行者募集」や「譲渡希望」といった曖昧な表現を用いることで、実質的な高額転売が行われています。

第四に、正規リセール市場の不十分さです。公式リセールは条件が厳しく、利用者が使いにくいのが現状です。そのため、正規のリセールが十分に機能せず、非正規の転売市場に人々が流れてしまう状況が続いています。

○START 社 公式リセールサービス『RELIEF Ticket』

<https://relief-ticket.jp>

- ・先着順、公式ファンクラブの入会なしでチケット入手可能
- ・高額転売の温床となる可能性もあるのでは？



→X より 公式リセールサービスの代行取得

以上の抜け道によって発生しているのが、[『ファンの多名義による不正当選』](#)です。これは個人が異なる個人情報を用いてファンクラブの名義を複数作成し、当選確率を上げる手口です、形式的に平等なルールの下でも、複数の名義を使って抽選に応募すれば、当選確率に大きな差が発生します。

しかし、多名義行為は厳格に規制されてはおらず、むしろファンクラブは年会費制のため多名義によって事務所や運営も収益が得られる構造になっています。

(3) 実際の手口

実際のチケット転売手口としては、以下のようなものがあります。

**timelesz タイムレス We're timeless LIV**
E TOUR 2025 episode 1 FAM
2025/06/28 (土) 18時00分
千葉 ららアリーナ 東京ベイ

★
31

¥100,000 / 枚 **2**枚連番 【バラ売り不可】
ファンクラブ先行 座席未定 QRごと 重複すり替えなし 有効期限内 下3桁提示可能公演中止の際のみ手数料を差し引いた金額を返金します。25年06月27日発送予定
マイページの連絡ボードにて公演前日に...

チケット **電子チケット** **女性名義** **塗りつぶしなし**

質問受付

注文へ

①QR ごと

＝入場権利ごと譲渡します

会員番号、パスワードを教えてログインしてもらい、会場で発券。会員番号、パスワードは当日の入場直前に連絡、講演後はパスワードを変更する。

名義を貸すリスクが大きいいため、個人情報の提示や交換が条件になりやすい。

**timelesz タイムレス We're timelesz LIV
E TOUR 2025 episode 1 FAM**

2025/07/30 (水) 17時30分
大阪 大阪城ホール

¥80,000 / 枚 **1** 枚

FC先行 座席未定 座席未定
同行募集/重複なし/すり替えなし/下...

チケエク **電子チケット** **同行募集** **女性名義**

塗りつぶしなし 質問受付

注文へ

②同行募集

同行者の決まっていない売り手が2名分で申し込み、そのうち一枚を譲るということ。契約が成立した時点で同行者登録を行い、同時に入場する。

**timelesz タイムレス We're timelesz LIV
E TOUR 2025 episode 1 FAM**

2025/06/28 (土) 18時00分
千葉 ららアリーナ 東京ベイ

¥90,000 / 枚 **2** 枚連番 【バラ売り不可】

FC先行 座席未定 3名義中3番目 すり替えなし
下3桁提示可
・同時入場後チケットを回収しこちらが...

チケエク **電子チケット** **同行募集** **女性名義**

塗りつぶしなし

注文へ

③ 番手

○名義中△番手

○=売り手の所持チケット枚数

△=買い手にチケットが回ってくる順番（順番が早ければ早いほど金額も割高であり、良席を選べる）

同時に入場後、親玉と呼ばれる多名義所持の売り手が一度全てのチケットを回収する。親玉が全ての座席を確認し座席を選択した後、開演 15 分前までに購入番手の順にチケットを配布する。親玉が選ぶチケットはアリーナ花道付近、スタンド前列席、トロッコ付近、などが多いが、担当の動線を最も考慮する場合などもあり、必ずしも一番前列の席であるとは限らない

④ランダム


timelesz タイムレス We're timelesz LIV
E TOUR 2025 episode 1 FAM

2025/06/29 (日) 13時00分
千葉 ららアリーナ 東京ベイ

★
14

¥70,000 / 枚 **2**枚連番 【バラ売り可】
FC先行 座席未定 ランダム配布 条件あり
公演当日はこちらの指定する時間（開場...

チケエクス

電子チケット

同行募集

塗りつぶしなし

注文へ

質問受付

③と同様、入場後に親玉と呼ばれる多名義所持の売り手が一度全てのチケットを回収、席の確認後、番手なしで購入者複数人にランダムにチケットを配布。①②③と比べて比較的安価である。

★すり替え行為の発生

親玉が選択した座席以外のチケットを、SNS などを使ってこれ以上売れない席になるまで転売を繰り返す。その後、④ランダム配布、又は③番手の購入相手に渡す、詐欺手口。

実際の会場内取引(X より)


取引@発券済 @trhk1132579 · 2025/04/14 ...
SixTONES YOUNGOLD 発券 発券済み 発券済
4/14 名古屋

【譲】 アリーナ
⑧D16 ブロック 7列

【求】 どこでも+現金 1-2枚 即6

枚数/金額/座席/電話番号を記載でDMお願いします

#SixTONES発券済 #SixTONES発券済み #スト発券済 #YOUNGOLD発券済み #YOUNGOLD発券済

💬

🔄

❤️ 2

📊 1405

🔖

📌

→検索、通報よけのための事前対策(X より)



にゃ @nyao6____ · 6日

SixTONES 発券済み 発券済 サイチェン

...

【譲】 テスト

【求】 テスト

💙 舞台にて使用です

検索に表示されていたらリプor♡+フォローの
ご協力お願いします

#SixTONES譲 #SixTONES発券済 #SixTONES発
券済み



477



逮捕者の発生

<https://www.yomiuri.co.jp/national/20250527-OYT1T50126/>

2025.05.27. MLB 東京開幕戦のチケット転売で逮捕者の発生

公式の抽選・購入枠を複数名義で大量に当選させる

自分の会社や親族名義など複数の法人・個人名義で大会公式サイト抽選に応募し、法人向けの「6 試合分を観られる席」などを複数当選・購入した。

↓

購入した大量のチケットを仲介・転売サイトに出品する

↓

当選・購入したチケットのうち多数（報道では 62 枚を出品）を仲介サイトに出品し、需要が高い試合を狙って高額で販売した。一部の高額席は定価から大幅に値上がりし、1 枚で数十万～最大で約 200 万円という価格で転売されたとされ、合計で数百万円～数千万円模の不正利益が確認されている。

捜査で過去にも同様の転売が行われており、警視庁は複数年分の不正転売で数千万円の利益を得ていたとみている。

3. 倫理的観点

(1) 転売反対の立場 転売＝悪

倫理的観点から転売を批判する立場では、「本当に行きたいファンが行けなくなる」という点が強調されます。転売により価格が吊り上げられることで、経済力のある人だけが参加できる状況が生まれ、文化の享受機会が不平等になるという指摘です。

また、転売目的での購入が広がると、正規の販売チャンスが減少し、一般のファンが「不当に排除されている」と感じる状況が生じます。こうした観点から、「転売はファン心理を踏みにじる行為」とであると批判されています。

さらに、一見、影響のないように思われる主催者側の利益の損失についても、グッズ代などに充てる金額への影響を例に言及されています。

(2) 転売容認の立場 転売＝市場行為

一方で、転売に一定の合理性を認める意見も存在します。イベント当日に急用が入り、正規ルートで払い戻しができない場合、転売市場を通じて他の人にチケットを譲ることは合理的だという考えです。

また、需要と供給の差を調整するという点では、転売には市場的な機能があるという意見もあります。たとえば「本当に行きたい人なら高額を払ってでも行く」という論理です。ただし、本研究の立場としては、市場原理のみに依拠して転売を正当化することには慎重であるべきだと考えます。

4. 構造的問題

(1) 形式的平等の限界

法律は「公平な観覧機会の確保」を目的としていますが、その実態は「一律のルールを全員に適用する」という形式的な平等（Equality）にとどまります。しかし、現実には複数名義を持つ人が圧倒的に有利になるため、この平等は形骸化してしまいます。

例えば、抽選制度は一見公平に見えますが、10口応募できる人と1口しか応募できない人では、当選確率に大きな差が生じます。このように、法律で「平等」を掲げても、多名義が横行する限り、公平性は確保できません。

(2) 公平性（Equity）の困難性

さらに、公平性（Equity）を実現することも容易ではありません。「本当に行きたい人」を客観的に判別する基準は存在せず、先着順にすれば時間のある人が有利になり、ファンクラブ枠を設ければ非会員が不利になります。このように、いかなる方法をとっても差別は不可避であり、完全な公平性は実現不可能です。

5. 結論

本研究を通して、チケット転売を一律に「悪」と断定することはできないという結論に至りました。確かに、営利目的での高額転売はファンの不満を招き、健全なチケット流通を妨げ

る側面があります。しかし、人気公演における「需要>供給」という構造的な問題を前提とすれば、抽選や先着順、ファンクラブ会員制など、どの販売方法を採用しても完全な公平性を実現することは不可能です。したがって、単に転売を規制・禁止するだけでは根本的な解決にはつながらないと考えます。

特に問題なのは、ファンによる多名義行為が転売の温床となり、それを事務所が暗黙の了解として容認している構造です。多名義によって事務所は年会費収入を増やすことができるため、こうした仕組みが半ばビジネスモデルの一部として固定化している現状があります。私は、この構造こそがチケット流通の不公平を生み出す最大の要因であり、まず事務所側がこの多名義依存の仕組みを改める必要があると考えます。

その上で、本人確認の徹底や公式リセール市場の整備など、転売を必要としない公平で透明性の高い販売システムを構築することが求められます。もしこれらの条件が整い、公平な観覧機会が確保されるようになれば、転売禁止は十分に正当化できるでしょう。しかし現状では、販売・管理の仕組み自体に不備が残る以上、転売そのものを一律に禁止することは妥当ではありません。

したがって、私は「転売そのものを全面的に否定するのではなく、まずはチケット販売の構造的問題を是正し、公平な制度設計を整えた上で初めて、転売規制を議論すべきである」という立場をとります。